

埋蔵文化財発掘の届出について

「周知の埋蔵文化財包蔵地」において建築・土木・開発工事等の事業を行う場合は、文化財保護法第93条第1項の規定に基づき、工事着工の60日前までに埋蔵文化財発掘の届出が必要になります。

届出は、東京都教育委員会の定める様式（様式2・埋蔵文化財発掘の届出）に必要事項を記入し、承諾書、関係資料（工事内容がわかる図面）、進達依頼、委任状を添えて、狛江市教育委員会に提出してください。

※「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは

埋蔵文化財とは、「土地に埋蔵されている文化財」（文化財保護法第92条第1項）のことを指し、「周知の埋蔵文化財包蔵地」とは、埋蔵文化財が残されている可能性が非常に高い場所になります。

添付書類

●承諾書（土地所有者）

- ・当該事業に対する土地所有者の承諾書。

届出者（施主・工事主体者）と土地所有者が異なる場合に提出してください。

なお、公道にて工事を行う場合は、道路占用許可書の写しを提出してください。

●工事内容がわかる図面（①現地案内図、②配置図、③基礎断面図）

- ・基礎断面図は、掘削深度の数値が記されているものを提出してください。

なお、地下施設や地盤改良をともなう工事の場合は、地下施設の断面図や地盤改良工事の内容がわかる図面も提出してください。

●進達依頼（任意の書式）

- ・提出いただいた書類は、狛江市教育委員会から東京都教育委員会へ進達します。

届出者（施主・工事主体者）から狛江市教育委員会教育長宛てに進達を依頼する文書を提出してください。

●委任状（任意の書式）

- ・書類を窓口を持参される方が届出者（施主・工事主体者）と異なる場合は提出してください。

提出にあたって

・書類への押印

「埋蔵文化財発掘の届出（様式2）」には届出者（施主・工事主体者）、「承諾書」には土地所有者の押印が必要です。

・書類のサイズ

「工事内容がわかる図面」も含め、書類はA4サイズに統一してください。

・提出部数 1部

・提出方法

書類は狛江市教育委員会教育部社会教育課の窓口（狛江市役所3階29番窓口）に持参してください（※注）。また、【問い合わせ先】まで事前に連絡をお願いします。

（※注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、郵送での書類の提出を受け付けています。郵送を希望の場合は、書類の事前確認をしますので、必ず【問い合わせ先】まで連絡してください。書類の事前確認を済ましていない場合は、受付いたしかねますのでご注意ください。

届出提出後の取り扱い

提出していただいた書類は、狛江市教育委員会から東京都教育委員会に進達します。

届出から3・4週間後に、東京都教育委員会から届出者に対しその取扱いについて通知があります。

東京都教育委員会からの通知の内容は以下のいずれかになります。

- （1）工事中の立会い
- （2）工事着手前の試掘調査
- （3）事業着手前の発掘調査
- （4）慎重工事

東京都教育委員会から通知が届いたら、必ず【問い合わせ先】まで連絡してください。

問い合わせ先

狛江市教育委員会

教育部社会教育課文化財担当（市役所3階29番窓口）

住 所：〒201-8585 東京都狛江市和泉本町一丁目1番5号

電 話：03-3430-1111（内線2371）

F a x：03-3430-1600

E-mail：bunkat@city.komae.lg.jp